

元高小中第1654号
令和2年3月2日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

修学旅行の引率教員数及び旅費等について（通知）

このことについては、下記のとおり取り扱うことにしましたので、通知します。

記

1 引率教員数について

別表に定める「修学旅行引率教員の旅費に係る人数基準」とします。

2 引率教員の旅費について

修学旅行に要する引率教員の旅費については、小学校においては学校から広島市（2泊3日）、中学校においては学校から京都市（3泊4日）への旅費額をもって限度とします。ただし、これは旅費額を算定するためのものであり、行き先を限定しているものではありません。

引率教員旅費は、上記1に定める引率教員数により県から配分します。

なお、従来どおり拝観料及び入場料など使用料及び賃借料、バスガイド料金など役務費にあたるものは、県から配分する旅費では支給できません。

3 適用

この通知は、令和3年4月1日以降に実施される修学旅行から適用されます。

これに伴い、平成11年6月29日付け11教職第169号『「高知県公立小学校及び中学校における修学旅行等の実施基準」の廃止に伴う修学旅行等の引率教員旅費について（通知）』は、令和3年3月31日をもって廃止します。

旅費制度に関すること

教職員・福利課 給与担当

電話：088-821-4906

引率教員数、旅費の配分に関すること

小中学校課 総務担当

電話：088-821-4735

別表

修学旅行引率教員の旅費に係る人数基準

区 分	通 常 の 学 級 数	引 率 人 数
単独で実施する場合	1～2 学級の場合	学級数+2 名以内
	3 学級の場合	学級数+3 名以内
	4 学級の場合	学級数+4 名以内
	5 学級の場合	学級数+5 名以内
	6 学級の場合	学級数+6 名以内

区 分	参加する児童生徒の数	引 率 人 数
連合で実施する場合	20 名以下の場合	団長校又は養護教諭を派遣する学校以外は 1 名
	21 名以上の場合	団長校又は養護教諭を派遣する学校以外は 2 名

- 1 特別支援学級の児童生徒が参加する場合は、学級担任（またはこれに代わる者）を 1 学級につき 1 名加算できるものとする。
- 2 小規模校の修学旅行は、連合して実施することを通常とする。この場合の引率教員人数は、学校別に算定した人数の合計とする。